

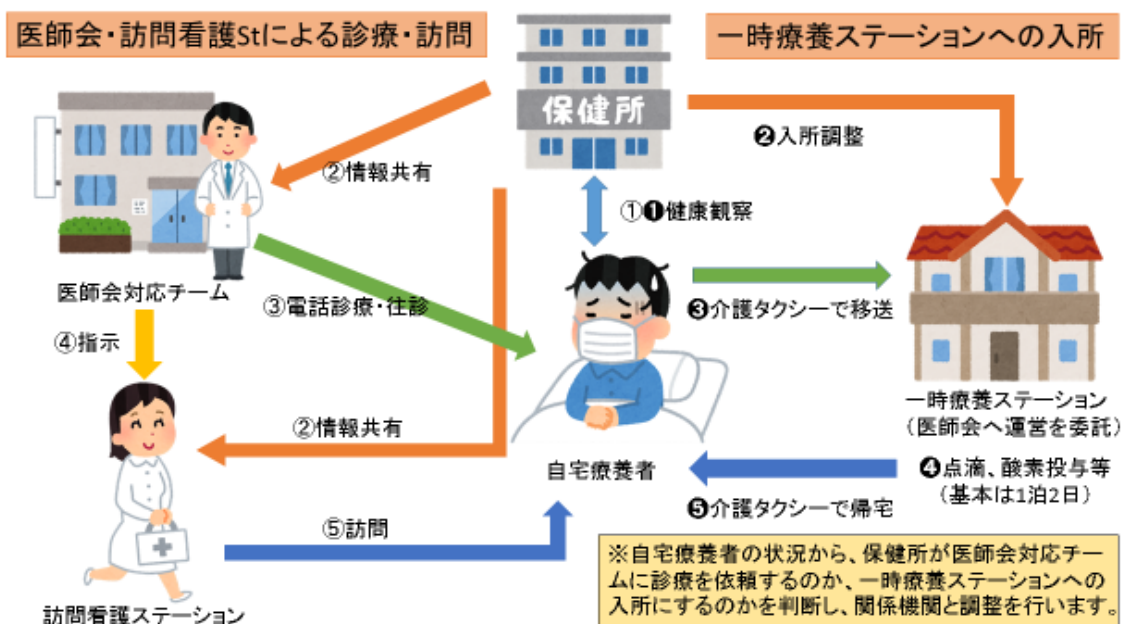
プレスリリース [2021年9月9日]

(計1枚)

一時療養ステーションと在宅での診療による 感染者の療養支援体制の構築について

市では、一時療養ステーションの活用と、町田市医師会の対応チームと訪問看護ステーションとの協力による在宅での診療や看護を行い、在宅療養者を支援する体制を構築しています。

■ 自宅療養者の療養支援体制



※ 「医師会・訪問看護 St (ステーション) による診療・訪問」では、町田市及び医師会対応チーム、市内 7 か所の訪問看護ステーションが、医療介護専用 SNS により自宅療養者の病状を共有し、医師による電話診療・往診や、訪問看護ステーションの看護師が、医師の指示のもと自宅に訪問して酸素や点滴の投与等を行います。

なお、SNS の活用については、本人同意の上、関係者間で情報共有を行います。

■ 本件に関するお問い合わせ先

保健所保健総務課 課長 中坪 TEL 042-724-4241